

◆ ご契約に際しての重要事項

- 契約概要……………1・2ページ
- 注意喚起情報……………3・4ページ

◆ その他ご確認いただきたい
事柄

- 保険商品の内容について……………5~7ページ
- 保険契約に関するお手続きについて……………7ページ
- 用語の説明/約款別表「対象となる手術」…8ページ

ご契約に際しての重要事項 **契約概要**

F4WL

新終身医療保険

この保険の「ご契約に際しての重要事項」は、「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。「契約概要」とは、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解いただくための情報を記載した書面です。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。また、その際には「注意喚起情報」も、必ずあわせてご確認ください。
「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。個別の具体的な数値などについては、パンフレット、設計書、申込書でご確認ください。

当契約概要に記載の内容は2012年4月現在のものです。

商品の特長

生涯にわたり、疾病・不慮の事故により入院されたときの保障を準備できる商品です。
また、各種特約を付加することにより、手術や退院・退院後の通院など、保障の範囲を広げることができます。

ご契約例(代表事例)

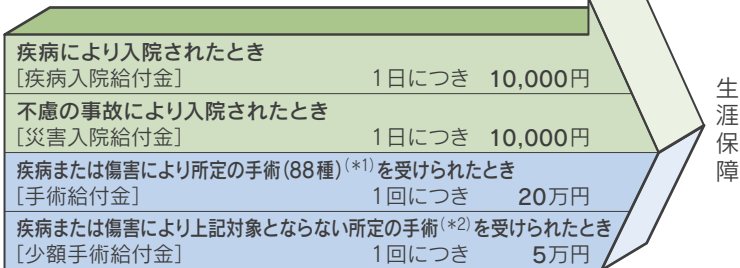
以下は代表的な事例です。お申込みいただく内容については、パンフレット、設計書、申込書などでご確認ください。
特約については、ご契約された特約のみ給付金などのお支払い対象となります。

主契約	口数
新終身医療保険60日型	10口
特約	口数
新終身手術給付特約	10口
終身少額手術給付特約	10口
先進医療給付特約	あり

- 保険期間：終身 保険料払込期間：終身 健康祝金特則なし
先進医療給付特約のみ：保険期間・保険料払込期間 10年

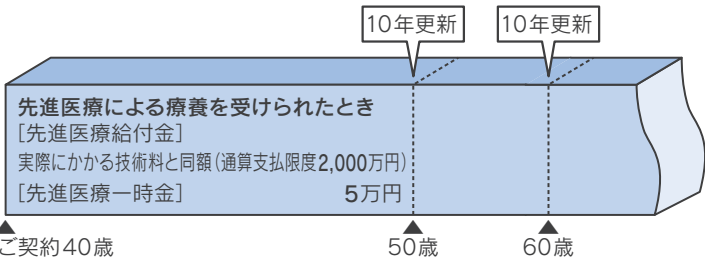
被保険者：契約年齢40歳男性
口座振替 月払保険料 4,587円

※先進医療給付特約の更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率で計算します。



保険期間・保険料払込期間

※死亡保険金・解約返戻金はありません。



- ※解約返戻金はありません。
- *1 支払対象とならない手術があります。手術給付金の対象となる手術は、8ページの約款別表「対象となる手術」をご覧ください。
- *2 支払対象とならない手術があります。少額手術給付金の詳細については支払事由をご覧ください。

先進医療給付特約の更新について

先進医療給付特約の満了日の2週間前までに、継続しない旨のお申し出がない場合には、この特約は更新されます。ただし、次の場合などにはこの特約は更新されません。
・保険料の払込みが免除されているとき
・更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
・更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
※主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合(短期払の場合)、先進医療給付特約の更新は主契約の保険料払込期間満了までの取り扱いとなりますが、先進医療給付特約に「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」を付加し適用することにより、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に、無告知で先進医療給付特約を再度付加し、先進医療に関する保障を継続させることができます(ただし、主契約の保険料払込期間中に保険料払込が免除となったときなど、お取扱いできない場合があります)。なお、再度付加した先進医療給付特約の保険料は、年払(団体扱いの場合など、取扱いが異なることがあります)により、継続して払込むことが必要になります。

保障内容について

保障(責任)の開始

責任開始時(第1回保険料の領収^(*)または告知のいずれか遅い時)から保障を開始します。
*クレジットカードによるお支払いの場合
当社がクレジットカードの有効性などを確認したときに第1回保険料を領収したものとします。(ご利用いただいているクレジットカードによってはお取扱いできない場合もありますのであらかじめご了承ください。)

支払事由

主契約	名称	支払事由
新終身医療保険	疾病入院給付金	責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院されたとき
	災害入院給付金	責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院をされたとき

※疾病入院給付金と災害入院給付金は、重複してお支払いしません。

特約については、ご契約された特約のみ給付金などのお支払い対象となります。

特約	名称	支払事由
新終身手術給付特約	手術給付金 ^(*)	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として、所定の手術(88種)を受けられたとき ※支払対象となる手術については、8ページの約款別表「対象となる手術」をご覧ください。
終身少額手術給付特約	少額手術給付金 ^(*)	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として、公的医療保険制度における所定の医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき ※その手術について新終身手術給付特約の手術給付金が支払われる場合や、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術・抜歯手術を受けられた場合などはお支払いしません。 ※医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で同一の手術を連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものと定められている場合には重複してお支払いしません。ただし、最初に手術を受けられた日からその日を含めて14日を経過した日の翌日以降に受けた場合は、新たな手術とみなしてお支払いします。 ※新終身手術給付特約が解約などで消滅した場合、終身少額手術給付特約も消滅します。
先進医療給付特約	先進医療給付金	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、所定の先進医療による療養を受けられたとき
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき

*同時に2種類以上の手術を受けられた場合は、重複してお支払いしません。

- ・**先進医療**とは、公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消などの理由により、先進医療ではなくなっている療養は除きます。
- ・**評価療養**とは、将来的に公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。
- ・**療養**とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

支払限度 (主契約60日型の場合)

- 疾病入院給付金……1回の入院につき60日、通算支払限度 1,095日
 - 災害入院給付金……1回の入院につき60日、通算支払限度 1,095日
 - 先進医療給付金……先進医療にかかる技術料と同額。
(通算支払限度額 2,000万円)
 - 先進医療一時金……60日に1回の給付を限度
- ※主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合、保険契約は消滅します。
- ※**2回以上の入院をされた場合でも、以下に該当する場合は1回の入院(1入院)とみなします。**
同一の原因(医学上重要な関係がある場合を含む)で2回以上の入院をした場合、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は、1回の入院(1入院)とみなします。医学上重要な関係とは、病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
(例) 高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患など
- ※先進医療給付金・先進医療一時金は、更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

保険金・給付金などをお支払いできない事例

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。

支払事由に該当しない場合

- 〈例〉
- ・責任開始時前の疾病や不慮の事故により入院された場合、疾病・災害入院給付金はお支払いできません。
 - ・視力矯正を目的とする手術(レーシックなど)については、手術給付金・少額手術給付金(*)をお支払いできません。
 - ・少額手術給付金に関しては2011年11月現在での事例です。少額手術給付金の支払対象となる手術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の改定により、将来変更されることがあります。

免責事由に該当する場合

- 〈例〉
- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失による入院・手術
- ※上記の事例以外にも保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

保険料払込免除について

責任開始時以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当された場合、約款に定める内容にしたがい、以後の保険料(付加されている特約を含みます)の払込みは免除されます。なお、その場合先進医療給付特約については、当初の保険期間満了までの保障となります。

健康祝金について 【主契約に健康祝金特則を付加した場合】

支払事由に該当されたとき、健康祝金をお支払いします。主契約には、この特則を付加した場合の保険料率が適用されます。また、この特則のみを解約することはできません。

特則	名称	支払事由
健康祝金特則	健康祝金(入院給付金日額の10倍)	健康祝金支払基準日(*1)の前日末に生存し、かつ健康祝金支払対象期間(*2)中に継続10日以上主契約の疾病・災害入院給付金がいずれも支払われなかったときただし、被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の翌日以後は健康祝金のお支払いはありません

- *1 健康祝金支払基準日は契約日から5年または10年ごとの年単位の契約応当日となります。
- *2 健康祝金支払対象期間とは、契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間をいいます。

死亡保険金について

- ・保険料払込期間が終身である場合(全期払)、死亡保険金はありません。
- ・保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)、保険料払込期間満了後に死亡された場合には、死亡保険金が支払われます。

名称	支払事由
保険料払込期間満了後死亡保険金(入院給付金日額の30倍)	保険料払込期間が満了する日の翌日以後に死亡されたとき

解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中に保険契約を解約した場合には、解約返戻金はありません。
- ・保険料払込期間が終身である場合(全期払)は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 - ・保険料払込期間が保険期間と異なる場合(短期払)で、保険料払込済後に解約したときには、保険料払込期間満了後死亡保険金の死亡保険金額と同額の解約返戻金があります。
- 特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません(終身死亡給付特約などを除きます)。

その他(ご契約上の注意など)

契約者配当	契約者配当はありません。
高度障害保険金	高度障害保険金はありません。
契約引受の注意事項	・原則として現在加療中の方の契約は、お引受けできません(一部の傷病を除きます)。 ・既往症、職業その他によっては契約をお引受けできない場合があります。

付加できる主な特約

各特約の支払事由や制限事項など保障内容の詳細は、「ご契約のしおり」でご確認ください。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 新終身通院給付特約 ★ | 終身死亡給付特約 ★ |
| 新終身退院給付特約 ★ | 新家族終身医療特約(主特約) ★ |
| 終身ガン診断給付特約 ★ | 新家族終身手術給付特約 ★ |
| 終身六疾病一時金特約 ★ | 家族終身少額手術給付特約 ★ |
| 終身女性疾病給付特約 ★ | 新家族終身通院給付特約 ★ |
| 終身入院時室料差額給付特約 ★ | 新家族終身退院給付特約 ★ |
| 終身入院支払限度延長特約 ★ | 家族終身ガン診断給付特約 ★ |
| 災害死亡給付特約 ★ | 家族終身入院支払限度延長特約 ★ |
| 定期保険特約(無解約返戻金型) ★ | 給付金代理請求特約 ★ |

★印の特約については、5～7ページをご覧ください。



保険種類をお選びいただく際には、**メットライフ アリコ**の「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はメットライフ アリコの「保険種類のご案内」に記載されている【**疾病・医療保険**】です。



生命保険のお手続きやご契約に関するお問合せ
当社の生命保険業務に関する質問、相談、ならびに苦情について

お問合せ先 TEL **0120-361-777**
(月～金 9:00～20:00/土・日・祝 10:00～17:00)

指定紛争解決機関

この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。[(社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>]
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者(生命保険募集人)の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問合せください。
【お問合せ先】お客様相談部 TEL0120-880-533 (月～金 9:00～17:00/年末年始および祝日除く)

引受保険会社

メットライフアリコ生命保険株式会社
〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3

新終身医療保険

この保険の「ご契約に際しての重要事項」は、「契約概要」と「注意喚起情報」から構成されています。「注意喚起情報」とは、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご注意ください情報に記載した書面です。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」とともに必ずあわせてご確認ください。

なお、支払事由および制限事項の詳細などご契約の内容に関する事項は、後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

▶ この保険の内容について、特にご確認ください事項

1 解約返戻金について

- **主契約は、保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金がありません。**
 - ▶ 保険料払込期間が終身である場合（全期払）は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 - ▶ 保険料払込期間が保険期間と異なる場合（短期払）で、保険料払込済後に解約したときには、契約口数1口につき3万円の解約返戻金があります。
- **下記特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金がありません。**

新終身手術給付特約	新家族終身医療特約
終身少額手術給付特約	新家族終身手術給付特約
新終身通院給付特約	家族終身少額手術給付特約
新終身退院給付特約	新家族終身通院給付特約
先進医療給付特約	新家族終身退院給付特約
終身ガン診断給付特約	家族終身ガン診断給付特約
終身六疾病一時金特約	家族終身入院支払限度延長特約
終身女性疾病給付特約	
終身入院時室料差額給付特約	
終身入院支払限度延長特約	
定期保険特約（無解約返戻金型）	

▶ ご契約にかかわる制度やお取扱いについて

1 お申込みの撤回などについて（クーリング・オフ制度）

【制度の内容】

ご契約のお申込み後一定期間内であれば、申込者などによる書面の発信により、お申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。この場合、払込みいただいた金額は申込者などにお返しします。

【対象期間】

お申込みの撤回などが可能な期間は、申込日または第1回保険料相当額領収日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

※ 保険料クレジットカード払特約を付加された場合

- < 当社の募集人を通じてお申込みをされた場合 >
 当社がクレジットカードの有効性などを確認した時に第1回保険料相当額を領収したものとします。店頭加入などによりお申込みをされた場合で「クレジットカードの有効性などの確認」をお申込み時に行わず、後日当社にて行うときは、「当該契約申込書等の書類を会社が受付した旨の書面」が申込者などに到着した日からその日を含めて8日以内とします。
- < 通信販売でご契約のお客様で、保険料クレジットカード払特約を付加してお申込みをされた場合 >
 「ご契約のしおり・約款」が申込者などに到着した日から、その日を含めて8日以内とします。
- < 通信販売でご契約のお客様で、契約手続きの途中において保険料クレジットカード払特約に変更する場合 >
 変更後にお送りする「クレジットカードの有効性等確認日について記載された書面」が申込者などに到着した日からその日を含めて8日以内とします。

【申出方法】
お申込みの撤回などをする場合は、その旨や必要事項を記載した書面を、当社の営業店または本店までご郵送ください。

【適用除外】
お申込みのために医師の診査を受けられた場合や債務履行の担保のためのご契約である場合など、お申込みの撤回などができないことがあります。

2 お申込み時にご報告いただく事項について 【告知義務】

【告知の重要性】

告知はご契約をお引受けするかどうかを決定する重要なものであり、被保険者の方などには健康状態などについて正しく告知をしていただく義務（告知義務）があります。

【告知受領権】

告知受領権は生命保険会社（会社所定の書面「告知書」）および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

【申込内容や告知内容についての確認】

ご契約のお申込みの際、ご契約の成立後、または保険金・給付金などのご請求時に当社の担当者または当社の委託を受けたものが申込内容や告知内容について確認させていただきます。

【過去に傷病歴などがある方へ】

過去に病気やケガをされたことがある方なども、保険料の割増しや保障の一部を制限するなどの条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。また、当社では、保険料は割増しされていますが通常の保険よりも引受基準を緩和もしくは引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

【正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット】

- 告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は告知義務違反としてご契約を解除することができます。この場合、保険金・給付金などをお支払いすることはできません。ただし、「支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によってはお支払いすることもあります。また、ご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金・給付金などの支払事由が発生していた場合は、同様に当社はご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合、払込保険料はお返ししません。この場合、お支払いする解約返戻金などがあれば契約者にお支払いします。
 - 現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後のご契約であっても詐欺による取消しとなる場合があります。取消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- ※ 告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

3 保障を開始する時期について 【責任の開始】

- お申込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知および第1回保険料相当額を当社が受け取った時から、当社は保険契約上の保障を開始します（責任開始）。ただし、商品によっては保障されない期間（不たん補期間）がありますので「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- クレジットカードによるお支払いの場合は、当社がクレジットカードの有効性などを確認したときに第1回保険料を領収したものとします。（ご利用いただいているクレジットカードによってはお取扱いできない場合もありますのであらかじめご了承ください。）
- 生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金・給付金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。保険商品により異なりますので、詳しくは約款でお確かめください。また、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合についてのより詳しい説明は、当社のホームページまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【支払事由に該当しない場合】

責任開始時前に生じた疾病や不慮の事故などを原因とする場合など、各商品の約款に定める支払事由に該当しないとき

【免責事由に該当した場合】

契約者または被保険者の故意または重大な過失による入院の場合など、各商品の約款に定める免責事由に該当されたとき

【ご契約の失効の場合】

保険料の払込みがなく、ご契約が失効したあとに支払事由に該当されたとき

【詐欺による取消しに該当する場合】

保険契約の締結・復活などに際して、契約者・被保険者・受取人に詐欺行為があったとき

【不法取得目的による無効の場合】

契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的か、または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結・復活などをしたとき

【告知義務違反による解除に該当する場合】

告知していただいた内容が事実と相違したために、主契約・特約が告知義務違反により解除されたとき

【重大事由による解除の場合】

重大事由に該当し、主契約・特約が解除されたとき

< 例 >

- ・ 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂も含まれます）
 - ・ 保険金・給付金などの請求に関して詐欺行為があったとき（未遂も含まれます）
 - ・ 他の保険契約との重複により、被保険者にかかる給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ・ 契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力^(*)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^(**)を有しているとき認められるとき
 - ・ その他上記と同等の重大な事由があったとき
 - * 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - * 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。
- また、契約者もしくは受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

上記に該当する場合でも、保険商品や契約内容などにより責任準備金や解約返戻金などをお支払いできることがありますのでお問合せください。

5 保険金・給付金などのご請求について

【お支払いに関するお手続きなど】

- お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合なども、すみやかに当社または担当者までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当社のホームページや「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

【複数の支払事由に該当する可能性について】

保険金・給付金などの支払事由が生じた場合、契約内容によっては、同時に複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、ご連絡ください。

【給付金などの代理請求について】

- 給付金代理請求特約を付加されますと、被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族（代理請求人）が被保険者に代わって給付金などを請求できます。なお、この特約の付加に際しては被保険者の同意が必要です。
- 給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

※詳細については、7ページをご覧ください。

6 保険料の払込みがなかった場合 【保険料の払込猶予期間・失効・復活】

【保険料の払込期日】

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に払込みください。

【払込猶予期間およびご契約の失効】

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、一定の払込猶予期間があります。
- 払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがないときは、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険商品によっては、失効されたご契約でも解約請求することで解約返戻金をお支払いできる場合があります。

【ご契約の復活】

失効されたご契約でも、一定の期間内であればご契約の復活を請求することができます。復活の請求に際しては告知と復活に必要な保険料の払込みが必要ですが、ただし、被保険者の健康状態などによっては復活できない場合があります。

7 保険契約を途中でやめた場合にお返りする金銭について

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約を解約された場合、払い込まれた保険料のうち、まだ経過していない期間に対応する保険料（未経過期間保険料）があるときは、契約者に返還します。

8 現在の保険の解約を前提に新たな保険契約のお申込みを 検討されている場合 【新たな契約への乗換えについて】

現在ご契約中の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- ・多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ・新たにお申込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては新たなご契約をお引受けできなかったり、告知義務違反などにより新たなご契約が解除・取消しとなり保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

9 保険会社間での契約情報の共同利用について 【契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度】

当社は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引受け、保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております（契約内容登録制度・契約内容照会制度については、対象となる保険種類に限り情報を登録・利用します）。

10 生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 【生命保険契約者保護機構】

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。※記載内容は2012年1月現在のものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

11 預金ではなく生命保険であることについて 【預金などとの違いについて】

当保険はメットライフアリコを引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません（生命保険契約者保護機構の対象となります）。

12 (社)生命保険協会における相談・照会・苦情の受け付けについて 【指定紛争解決機関】

この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。[(社)生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>]なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

▶ 個人情報のお取り扱いについて

1 利用目的について

当社は、個人情報をお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

2 ご同意いただきたいこと

- ①機微（センシティブ）情報の取得・利用
生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人などおよび生命保険募集人（当社代理店を含みます）に提供することがあります。

*機微情報の利用の限定について

保健医療などに関する情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

- ②再保険会社への情報提供


生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引受リスクの適切な分散のために、当社は再保険会社に保険契約の引受けを依頼することがあります（再保険会社は当社から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引受け依頼することがあります）。再保険会社は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療などの個人情報を利用します。また、保険金・給付金のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人などの氏名、住所、戸籍書類など、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

3 外部への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含みます）へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

その他くわしいご説明は当社ホームページwww.metlifealico.co.jpに記載しています。

	<p>生命保険のお手続きやご契約に関するお問合せ 当社の生命保険業務に関する質問、相談、ならびに苦情について</p>	<p>お問合せ先 TEL 0120-361-777 (月～金 9:00～20:00/土・日・祝 10:00～17:00)</p>
--	--	---

生命保険募集人について	<p>当社の担当者（生命保険募集人）はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、当社の担当者（生命保険募集人）の身分、権限などに関し、確認を希望される場合には、下記までお問合せください。 [お問合せ先] お客様相談部 TEL 0120-880-533 (月～金 9:00～17:00/年末年始および祝日除く)</p>
引受保険会社	<p>メットライフアリコ生命保険株式会社 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3</p>

その他ご確認いただきたい事柄

▶ 保険商品の内容について

お申込みいただくプランの内容については、パンフレット、設計書、申込書などでご確認ください。

※特約については、ご契約プランに付加されている場合のみ給付金などのお支払い対象となります。

※主契約と保険期間・保険料払込期間が異なる特約がありますので、パンフレット、設計書、申込書などでご確認ください。

主契約・特約	保険金・給付金など	支払事由	支払限度	ご確認ください
新終身医療保険 60日型/120日型 (主契約)	疾病入院給付金	責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院をされたとき	【60日型】 1回の入院の支払限度60日、通算支払限度1,095日 【120日型】 1回の入院の支払限度120日、通算支払限度1,095日	▶「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入りつねに医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ▶ 外来で病院のベッドを使用して透析・点滴・手術を行った場合や単なる覚醒・休養などが目的の場合は「入院」とはみなされません。 ▶ 疾病入院給付金と災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、疾病入院給付金と災害入院給付金を重複してお支払いしません。
	災害入院給付金	責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害の治療を目的としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院をされたとき	【60日型】 1回の入院の支払限度60日、通算支払限度1,095日 【120日型】 1回の入院の支払限度120日、通算支払限度1,095日	
	保険料払込期間満了後死亡保険金(*1)	保険料払込期間が満了する日の翌日以後に死亡されたとき	—	*1 保険料払込期間満了後死亡保険金は、保険料払込期間が終身以外の有期で定められている場合に保障するものです。 ▶ 保険料払込期間が終身の場合は、保険料払込期間満了後死亡保険金はありません。
	健康祝金 [主契約に健康祝金特約を付加した場合]	健康祝金支払基準日(*2)の前日末に生存し、かつ健康祝金支払対象期間(*3)中に継続10日以上主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われなかったときただし、90歳の年単位の契約当日の翌日以後は健康祝金のお支払いはありません	—	*2 健康祝金支払基準日は契約日から所定の期間(5年または10年のいずれか)ごとの年単位の契約当日となります。 *3 健康祝金支払対象期間とは、契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間をいいます。
新家族終身医療特約 (妻型) 60日型/120日型 (主特約)	家族疾病入院給付金	この特約の責任開始時以後に発病した疾病の治療を目的として入院をされたとき	主契約の支払限度の型と同一です。	この特約を付加される場合には、被保険者となられる奥様についての告知が必要です。 なお、奥様とは、主契約の被保険者と同一戸籍に記載されている方をいいます。 ▶ 家族疾病入院給付金と家族災害入院給付金の支払われる期間が重複する場合には、家族疾病入院給付金と家族災害入院給付金を重複してお支払いしません。
	家族災害入院給付金	この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害の治療を目的としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院をされたとき	主契約の支払限度の型と同一です。	
新終身手術給付特約 新家族終身手術給付特約 (妻型)	手術給付金 家族手術給付金	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として所定の手術を受けられたとき (家族の特約についても同様です。)	—	—
■支払対象となる手術 支払対象となる所定の手術につきましては、8ページの約款別表「 対象となる手術 」をご覧ください。 ▶同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。 ▶手術給付金・家族手術給付金には、単なる縫合(傷口を縫う)処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術など支払対象にならないものがあります。 ▶視力矯正を目的とする手術(レーシックなど)は支払対象とはなりません。				
終身少額手術給付特約 家族終身少額手術給付特約 (妻型)	少額手術給付金	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられたとき	—	*4 新終身手術給付特約に定める所定の「対象となる手術」において、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度としているために新終身手術給付特約の手術給付金が支払われない場合を含みます。
	家族少額手術給付金	ただし、新終身手術給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます(*4) (家族の特約についても同様です。)	—	
■支払対象となる手術 ●支払対象となる手術は、「公的医療保険制度」における「医科診療報酬点数表」に手術料の算定対象として列挙されている手術になります。 ▶「公的医療保険制度」「医科診療報酬点数表」については、7ページをご覧ください。 ▶創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術・抜歯手術は支払対象とはなりません。 ▶同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。 ▶「医科診療報酬点数表」において、一連の治療過程で同一の手術を連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものと定められている場合には重複してお支払いしません。ただし、最初に手術を受けた日からその日を含めて14日を経過した日の翌日以降に受けた場合は、新たな手術とみなしてお支払いします。				
新終身通院給付特約 新家族終身通院給付特約 (妻型)	通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、その入院の原因となった疾病または傷害の治療を目的として通院されたとき	1回の入院の通院についての支払限度30日、通算支払限度1,095日	▶「通院」とは、医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。
	家族通院給付金	ただし、新終身通院給付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます(*4) (家族の特約についても同様です。)	—	
新終身退院給付特約 新家族終身退院給付特約 (妻型)	退院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、かつその入院日数が1回の入院について通算5日以上となった後、生存して退院されたとき	—	▶1回の入院のその退院につき、(家族)退院給付金額をお支払いします。
	家族退院給付金	(家族の特約についても同様です。)	—	

特約	保険金・給付金など	支払事由	支払限度	ご確認ください
先進医療給付特約	先進医療給付金	この特約の責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、所定の先進医療(*5)による療養(*6)を受けられたとき	先進医療にかかる技術料と同額。 (通算支払限度2,000万円)	*5 「先進医療」とは、「公的医療保険制度」に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、「公的医療保険制度」に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消などの理由により、先進医療ではなくなっている療養は除きます。 ▶ 「評価療養」とは、将来的に「公的医療保険制度」における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。 *6 「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。 ※支払限度は、更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなして適用します。
	先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	療養の開始日から、60日に1回の給付を限度とします。	
■特約の保険期間と更新 <ul style="list-style-type: none"> ●この特約の保険期間は定期です。また、この特約の保険期間が満了する場合、当社の定める取扱いの範囲内で更新されます。ただし、次の場合などには更新されません。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の払込が免除されているとき ・更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないとき ・更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき ●更新後の特約保険料は更新時の年齢および保険料率で計算します。 				
■「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」について 主契約が短期払の場合、「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」を付加し適用することにより、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に、無告知で先進医療給付特約を再度付加し、先進医療に関する保障を継続させることができます。なお、再度付加した先進医療給付特約の保険料は、 年払 (団体扱いの場合など、取扱いが異なることがあります)により、継続して払込むことが必要になります。 ※以下「旧特約」：主契約の保険料払込期間が満了する日までに付加されている先進医療給付特約 ※以下「新特約」：主契約の保険料払込期間満了日の翌日(付加日)に再度付加する先進医療給付特約 <ul style="list-style-type: none"> ●この特則は、主契約の保険料払込期間が満了する日の1ヵ月前までに限り、「旧特約」に付加することができます(告知書の提出は不要です)。ただし、保険料の払込が免除されている場合は付加することはできません。 ●この特則を付加した後の主契約の保険料払込期間中に、保険料払込が免除となった場合、または「旧特約」が解約等の理由により消滅した場合、この特則は消滅します。 ●「新特約」の保険料は、付加日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。 ●付加する時において、次のいずれかに該当する場合は、「新特約」の付加は取り扱いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・主契約が失効しているとき ・会社が「新特約」の締結を取り扱っていないとき ●支払限度などの規定に際しては、「旧特約」と「新特約」の保険期間は、継続したものとしなします。 				
終身ガン診断給付特約 家族終身ガン診断給付特約(妻型)	ガン診断給付金	①この特約のガン診断給付金責任開始日以後に、ガン診断給付金責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき	2年に1回を限度とします。(支払回数に限度はありません。)	▶異なる種類の診断給付金の受取りの間隔には、制限がありません。例えば、上皮内新生物診断給付金を受け取られたのち、悪性新生物診断給付金の支払事由に該当された場合は、前回より2年を経過していなくても、悪性新生物診断給付金を受け取れます。(家族の特約についても同様です。)
	家族悪性新生物診断給付金	②前回の支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始されたとき(家族の特約についても同様です。)		
	上皮内新生物診断給付金	①この特約のガン診断給付金責任開始日以後に、ガン診断給付金責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	2年に1回を限度とします。(支払回数に限度はありません。)	
	家族上皮内新生物診断給付金	②前回の支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき(家族の特約についても同様です。)		
■保障(責任)の開始 (家族)終身ガン診断給付特約は、この特約の保険期間の始期(主契約の責任開始時もしくはこの特約を保険期間の途中で付加した場合は第1回特約保険料相当額の領収と告知のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(ガン診断給付金責任開始日)から保障を開始します。 <div style="text-align: center;"> </div>				
⚠ ガン診断給付金責任開始日前のガン診断確定による無効 <ul style="list-style-type: none"> ●この特約のガン診断給付金責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、契約者、主契約の被保険者またはその特約の被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずこの特約は無効となります。 ●この場合、既に払い込まれたこの特約の保険料は契約者にお返しします。ただし、告知以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を、契約者、主契約の被保険者またはその特約の被保険者のいずれか一人でも知っていたときは、お返ししません。 				
終身六疾病一時金特約	六疾病一時金	この特約の責任開始時以後に発病した糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝疾患または腎疾患の治療を目的として、継続20日以上入院されたとき	この特約の保険期間を通じて支払回数10回を限度とします。(支払回数が10回に達したとき、この特約は消滅します。)	▶六疾病一時金が支払われた場合、その支払事由に該当した日からその日を含めて2年以内に六疾病一時金の支払事由に該当した場合には一時金はお支払いできません。
	■支払対象となる六疾病 支払対象となる疾病は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された下記の疾病です。 1.糖尿病 2.心疾患(慢性リウマチ性心疾患、虚血性心疾患、肺性心疾患および肺循環疾患、その他の型の心疾患) 3.高血圧性疾患(高血圧性疾患、大動脈瘤および解離) 4.脳血管疾患 5.肝疾患(ウイルス肝炎、肝疾患) 6.腎疾患(糸球体疾患、腎尿細管間質性疾患、腎不全)			
終身女性疾病給付特約 60日型/120日型	女性疾病入院給付金	この特約の責任開始時以後に発病した女性疾病を直接の原因とし、その治療を目的として入院されたとき	主契約の支払限度の型と同一です。	▶同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。
	女性疾病手術給付金	この特約の責任開始時以後に発病した女性疾病を直接の原因とし、その治療を目的として8ページの約款別表の「対象となる女性疾病手術」に定めるいずれかの種類の手術を受けられたとき	———	
■女性疾病とは 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」による分類項目のうち、約款に定める女性疾病をいいます。 ▶詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 例えば、下記のような疾病などが該当します。 ・乳房の悪性新生物・女性生殖器官の悪性新生物・卵巣の続発性悪性新生物・乳房の上皮内癌・子宮頸(部)の上皮内癌・乳房の良性新生物・子宮平滑筋腫・低血圧(症)・関節リウマチ・腎不全・腎結石および尿管結石・流産に終わった妊娠・帝王切開による単胎分娩・多胎分娩 など				

特約	保険金・給付金など	支払事由	支払限度	ご確認ください
終身入院時室料差額給付特約 60日型/120日型	入院時室料差額給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をされ、その入院により室料差額(*7)が発生したとき	1回の入院につき、入院給付金の支払日数に 支払限度基準日額 (*8)を乗じて得た金額を限度とします。	*7「室料差額」とは「公的医療保険制度」にもとづく選定療養のうち、厚生労働大臣が定める特別の療養環境の提供にあたる病院または診療所の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料をいいます。 ▶「選定療養」とは、被保険者の選定(選択)にかかると特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいいます。 *8 支払限度基準日額:1万円または3万円のいずれかをこの特約の締結の際に指定していただきます。
災害死亡給付特約	災害死亡保険金	この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、またはこの特約の責任開始時以後に発病した所定の感染症を原因として死亡されたとき	—	▶ 所定の高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ▶ 所定の感染症については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ▶ 災害高度障害保険金支払われた場合には、所定の高度障害状態に該当されたときからこの特約は消滅したものとします。
	災害高度障害保険金	この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当されたとき、またはこの特約の責任開始時以後に発病した所定の感染症を原因として所定の高度障害状態に該当されたとき		
定期保険特約(無解約返戻金型)	特約死亡保険金	死亡されたとき	—	▶ 所定の高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ▶ 特約高度障害保険金支払われた場合には、所定の高度障害状態に該当されたときからこの特約は消滅したものとします。
	特約高度障害保険金	この特約の責任開始時以後の傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき		
終身死亡給付特約	災害死亡保険金	この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または、この特約の責任開始時以後に発病した所定の感染症により死亡されたとき	—	▶ 所定の高度障害状態については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ▶ 所定の感染症については、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ▶ 災害高度障害保険金または、特約高度障害保険金が支払われた場合には、所定の高度障害状態に該当されたときからこの特約は消滅したものとします。 *9 特約死亡保険金・特約高度障害保険金のお支払いの際に、特約の解約返戻金が特約保険金額を超える場合には、超過した金額を保険金に加えてお支払いします。 ■主契約消滅時の取扱い この特約を付加した場合、主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数のいずれもが通算支払限度に達したことにより主契約が消滅となった場合でも、この特約は消滅することなく有効に継続します。ただし、この場合、特約保険料の払込みも継続を必要とします。
	災害高度障害保険金	この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故(疾病を原因として発生したものは含みません)による傷害を原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当されたとき、または、この特約の責任開始時以後に発病した所定の感染症により所定の高度障害状態に該当されたとき		
	特約死亡保険金(*9)	死亡されたとき(ただし、災害死亡保険金が支払われるときを除きます)		
	特約高度障害保険金(*9)	この特約の責任開始時以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態に該当されたとき(ただし、災害高度障害保険金が支払われるときを除きます)		
給付金代理請求特約	この特約を付加されますと、被保険者が給付金などを請求できないと当社が認める特別な事情がある場合に、戸籍上の配偶者など所定の範囲内の親族(代理請求人)が被保険者に代わって給付金などを請求することができます。 ■代理請求の対象となる給付金など 主契約および付加されている特約の給付のうち、以下に定めるものが対象となります。 (1) 被保険者が受取人となっている給付金など (2) 被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除 ■特約の締結 この特約を主契約に付加して締結するには、被保険者の同意が必要です。		■代理請求人の範囲 代理請求人として請求できるのは以下のいずれかの方です。 (1) 被保険者の戸籍上の配偶者 (2) 被保険者に配偶者がいない場合は、被保険者の直系血族または被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等以内の親族の1人 ■主契約または他の特約の代理請求に関する規定の不適用について この特約を付加した場合には、約款に定められている下記の給付金など(給付金の名称にかかわらず同様の給付を含みます)についての各約款・特約条項の代理請求に関する規定は適用されず、この特約の規定が適用されます。 特定疾病保険金、リビング・ニーズ保険金、ガン診断給付金 など	

1回の入院(1入院)について

2回以上の入院をされた場合でも、以下に該当する場合は1回の入院(1入院)とみなします。
同一の原因(医学上重要な関係がある場合を含む)で2回以上の入院をした場合、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は、1回の入院(1入院)とみなします。
※医学上重要な関係とは、病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。
例) 高血圧症とそれに起因する心臓疾患、脳血管疾患など

- 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。(1)健康保険法 (2)国民健康保険法 (3)国家公務員共済組合法 (4)地方公務員等共済組合法 (5)私立学校教職員共済法 (6)船員保険法 (7)高齢者の医療の確保に関する法律
- 「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

▶ 保険契約に関する手続きについて

申込書・告知書について

申込書は保険会社との契約内容を取り決めるものです。また、告知書は当社がご契約のお引受けの可否および条件を判断するためのもので共に大切な書類です。
● 申込書は、契約者ご自身でご記入いただき、その内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。被保険者はお申込みの内容をお確かめいただき、契約のお申込みにご同意される場合は署名・押印をお願いします。
▶ 申込書の現住所(通信先)は、保険証券をお送りする際の宛先となりますので、詳しく(所番地、マンション名、アパート名、棟番号、号室まで)ご記入ください。
● 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入のうえ、署名をお願いします。
▶ 告知書は、保険金・給付金などの支払事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で質問した事項についてお知らせいただくものです。

保険証券について

保険証券をご確認のうえ、大切に保管してください。
● 当社がご契約の申込みを承諾した場合、保険証券を発行します。
● 保険証券に記載された内容がお申込みの際のものとは違ってないか、もう一度よくお確かめください。もし、内容が相違していたり、不明な点などがありましたら、当社または担当者までご連絡ください。
● 保険証券は、保険金請求などのお手続きの際に必要なとなります。大切に保管してください。

申込み内容などの確認について

● お申込みいただいた保険契約についてお問合せいただく場合は、契約者または被保険者ご本人様に限定させていただきます。
● 申込書・告知書の記入内容について確認を行う必要がある場合は、当社より申込書については契約者ご本人様、告知書については被保険者ご本人様へ確認させていただきます。
● なお、電話で確認をさせていただく際、契約者ご本人様が不在の場合で、同居の家族の方が保険申込みについて了知されている場合には、申込書について同居の家族の方へ確認させていただく場合がございます。(告知書についての確認を除きます。)

用語の説明

か行

【解約】
保険期間の途中に、契約者が保険会社に申し出て契約を将来に向かって消滅させることです。

【解約返戻金】
契約を解約された場合などに、契約者に払い戻されるお金のことです。

【給付金】
被保険者が入院や手術をされたときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【契約応当日】
保険期間中の、契約日に対応する日のことです。年単位の契約応当日とは、例えば、契約日が8月1日の場合は、毎年の8月1日となります。また、月単位あるいは半年単位の契約応当日とは、それぞれ各月・半年ごとの契約日にあたる日をさします。例えば、契約日が8月1日のとき、月単位の場合は毎月1日、半年単位の場合は2月1日と8月1日となります。

【契約者】
保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料支払義務など)を持つ人のことです。

さ行

【支払事由】
約款で定める、保険金・給付金などをお支払いする場合のことです。

【主契約】
約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といいます。(参考:特約)

【責任開始】
契約の保障が開始されることを責任開始といいます。その時を責任開始時といい、その責任開始時の属する日を責任開始の日といいます。

た行

【特約】
主契約および特約の契約内容のある特定の事項について追加・変更を定めた約定(約束事)のことです。

【特約】
主契約の契約内容に追加・変更を行う特別の約定(約束事)のことです。

は行

【被保険者】
保険の保障の対象となっている人のことです。

【不慮の事故】

急激かつ偶発的な外来の事故のことをいい、疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

【保険期間】

契約が有効な期間をいいます。終身(被保険者が死亡するまでと定めるもの)と定期(一定期間で、〇年間と定めるもの(年満了)または〇歳までと定めるもの(歳満了))があります。歳満了の場合、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日となります。

【保険金】

被保険者の死亡や高度障害、保険期間が満了したときなどに保険会社がお支払いするお金のことです。

【保険料払込期間】

保険料を払い込む期間をいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。

ま行

【免責事由】
約款に定める支払事由に該当されても、保険金・給付金などをお支払いできない場合のことです。

や行

【約款】

保険会社があらかじめ定めた契約内容のことで、普通保険約款と特約条項があります。

約款別表「対象となる手術」(約款別表「対象となる女性疾病手術」)

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1~88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

*約款別表「対象となる女性疾病手術」は◆印を除きます。

(所定の女性疾病を直接の原因とし、その治療を目的とする以下の手術を受けられたときに女性疾病手術給付金の支払対象となります。)

手術の種類	手術の種類	手術の種類
§ 皮膚・乳房の手術 1. 植皮術(25cm ² 未満は除く。) 2. 乳房切断術 § 筋骨の手術(抜釘術は除く。) 3. 骨移植術 4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。) 5. 頭蓋骨親血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。) 6. 鼻骨親血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。) 7. 上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。) 8. 脊椎・骨盤親血手術 9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術 10. 四肢切断術(手指・足指を除く。) 11. 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。) 12. 四肢骨・四肢関節親血手術(手指・足指を除く。) 13. 筋・腱・靭帯親血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。) § 呼吸器・胸部の手術 14. 慢性副鼻腔炎根本手術 15. 喉頭全摘除術 16. 気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。) 17. 胸郭形成術 18. 縦隔腫瘍摘出術 § 循環器・脾の手術 19. 観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。) 20. 静脈瘤根本手術 21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 22. 心膜切開・縫合術 23. 直視下心臓内手術 24. 体内用ペースメーカー埋込術 25. 脾摘除術	§ 消化器の手術 26. 耳下腺腫瘍摘出術 27. 顎下腺腫瘍摘出術 28. 食道離断術 29. 胃切除術 30. その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。) 31. 腹膜炎手術 32. 肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術 33. ヘルニア根本手術 34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術 35. 直腸脱根本手術 36. その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。) 37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。) § 尿・性器の手術 38. 腎移植手術(受容者に限る。) 39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱親血手術(経尿道的操作は除く。) 40. 尿道狭窄親血手術(経尿道的操作は除く。) 41. 尿瘻閉鎖親血手術(経尿道的操作は除く。) ◆42. 陰茎切断術 ◆43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 ◆44. 陰囊水腫根本手術 45. 子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。) 46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 47. 帝王切開娩出術 48. 子宮外妊娠手術 49. 子宮脱・膈脱手術 50. その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。) 51. 卵管・卵巣親血手術(経腔的操作は除く。) 52. その他の卵管・卵巣手術 § 内分泌器の手術 53. 下垂体腫瘍摘除術 54. 甲状腺手術 55. 副腎全摘除術 § 神経の手術 56. 頭蓋内親血手術 57. 神経親血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。) 58. 観血的脊髄腫瘍摘出術 59. 脊髄硬膜内外親血手術	§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を目的とする手術は除く。) 60. 眼瞼下垂症手術 61. 涙小管形成術 62. 涙嚢鼻腔吻合術 63. 結膜嚢形成術 64. 角膜移植術 65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 66. 虹彩前後癒着剥離術 67. 緑内障親血手術 68. 白内障・水晶体親血手術 69. 硝子体親血手術 70. 網膜剥離症手術 71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 72. 眼球摘除術・組織充填術 73. 眼窩腫瘍摘出術 74. 眼筋移植術 § 感覚器・聴器の手術 75. 観血的鼓膜・鼓室形成術 76. 乳様洞開術 77. 中耳根本手術 78. 内耳親血手術 79. 聴神経腫瘍摘出術 § 悪性新生物の手術 80. 悪性新生物根治手術 81. 悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 82. その他の悪性新生物手術 § 上記以外の手術 83. 上記以外の開頭術 84. 上記以外の開胸術 85. 上記以外の開腹術 86. 衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) 87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。) § 新生物根治放射線照射 88. 新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)